

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 細則

平成 27 年 3 月 制定

平成 28 年 4 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的) 形成外科領域専門医制度細則 (以下細則という)は、形成外科領域専門医制度第 5 条にもとづき、研修の細目ならびに認定に関する手続きを定めるものである。

第 2 章 専門医認定委員会

第 2 条 (専門医認定委員会の構成) 制度第 6 条の専門医認定委員会の構成は 18 名とする。

第 3 条 (選出) 専門医認定委員のうち 10 名は評議員会において専門医である評議員の中から選挙より選出する。その選出には定款細則第 5 条より第 7 条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。他の 8 名は理事長が別途指名する。

第 4 条 (任期) 専門医認定委員の任期は評議員選挙の行われた年の通常総会終了時より、次次期通常総会終了時までとし、連続 2 期を越えることはできない。

第 5 条 (補充) 専門医認定委員の欠員を生じた時は、次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 (事務所) 専門医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

第 7 条 (委員長) 専門医認定委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

第 8 条 (招集) 専門医認定委員会の招集は委員長が行う。委員現在数の 3 分の 1 以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

第 9 条 (議長) 専門医認定委員会の議長は委員長とする。

第 10 条 (成立) 専門医認定委員会は委員現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

第 11 条 (議決) 専門医認定委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 12 条 (認定審査の非公開) 専門医認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

第 13 条 (議事録) 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人 2 名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

第 3 章 認定施設認定委員会

第 14 条 (認定施設認定委員会の構成) 制度第 6 条の認定施設認定委員会の構成は 16 名以内とする。

第 15 条 (委員の指名) 認定施設認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 16 条 (業務) 認定施設認定委員会に本細則第 4 条および第 6 条より第 13 条までの規定を準用する。

この場合「専門医認定委員会」とあるのは「認定施設認定委員会」と読み替えるものとする。

第 17 条 (兼任の禁止) 認定施設認定委員は専門医認定委員を兼ねることができない。

第 4 章 専門医の認定を申請するものの資格

第 18 条 (専門医申請資格) 専門医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 6 年以上日本国医師免許証を有するもの。
- (2) 臨床研修 2 年の後、資格を有する研修施設において通算 4 年以上の形成外科研修を行うこと。
- (3) 第 19 条に定める研修を終了し、第 20 条に定める記録を有するもの。
- (4) 日本形成外科学会主催の講習会 (学術研修会あるいはインストラクショナル・コース) 受講証明書を 4 枚以上有すること。
- (5) 少なくとも 1 編以上の形成外科に関する論文を筆頭著者として発表しているもの (発表誌は年 2 回以上定期発行され、査読のあるものとする)。

第 19 条 (研修の条件)

1. 研修期間

形成外科専門研修は 4 年以上とする。但し義務化された臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。この規定は第 98 回日本国医師国家試験合格者以降の者に適用する。それに該当しない者については、これと同等以上の形成外科研修を終了したと専門医認定委員会が認定したものは可とする。

ただし、大学院生、時短勤務者や非常勤医などの研修期間に関しては、週 32 時間(ただし 1 日 8 時間以内)以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が週 32 時間に満たなくとも、日本専門医機構(以下、機構)の形成外科領域研修委員会が認めた場合には、勤務時間に応じて分数でのカウントもあり得る。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。

2. 研修施設

形成外科専門研修については、学会が認定し、機構に報告した専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設および研修連携候補施設とする。地域に密着した形成外科医療を研修するための地域医療研修に関しては、上記以外の施設についても専門研修プログラム内に明示した上で承認をうければ、地域医療研修施設として専門研修期間内の研修が認められる。ただし、専門研修基幹施設で最低 6 ヶ月の研修を必要とする。

第 20 条(研修記録) 第 18 条第 3 項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表(うち 80 症例以上は術者)
- (2) 申請者が術者として手術を行った 10 症例についての所定の病歴要約
- (3) (1)の症例は専門研修プログラム内に明示してある施設で上級医師のもとで関与した者について認められる。(2)の症例は、専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設において指導医のもとで行った症例に限る。

2. 前項(1)、(2)の症例はそれぞれ別に定める形成外科専門研修プログラムに従った内容のものとする。ただし、同一症例の同一部位は、1 項目としてのみ適用される。同一症例の同一部位は、一人の研修者の記録としてのみ適用される。同一症例であっても、疾患、部位が異なる場合は、この限りではない。

第 5 章 専門医認定の方法

第 21 条(提出書類) 資格審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに専門医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 履歴書および業績(形成外科に関する論文)
- (4) 専攻医研修実績記録フォーマットおよび医師としての適正評価シート。基幹施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が

一括して研修期間を認定することができる。

(5) 第 20 条に定める症例の記録

(6) 日本形成外科学会主催の講習会(学術研修会あるいはインストラクショナル・コース)の受講証明書 4 枚以上。

第 22 条(公示) 専門医認定委員会は年一回資格認定審査を施行し、その日時、その他については実施 6 ヶ月前に公示する。

第 23 条(資格認定審査) 専門医認定委員会は、以下の認定審査を行う。

1. 書類審査

専門医認定を申請するものが、第 18 条に定める資格を充足しかつ十分な研修を受けているか否かを、提出書類を基に審査する

2. 試験審査

書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科の一般知識に関する筆記試験を行う
- (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う

第 24 条(審査結果の通知) 専門医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は有資格者を機構に報告し、そののち機構からの審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 25 条(登録) 認定審査合格者は所定の登録料を機構に支払うものとし、そののち機構は専門医証を交付する。学会理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示する。

第 26 条(手数料の返還) 既納の試験・審査料は、原則としてこれを返還しない。

第 27 条(異議申し立て) 資格認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から 14 日以内に文書で専門医認定委員会に対し異議申し立てをすることができる。

第 28 条(専門医資格の更新) 専門医は生涯教育制度細則に則り 5 年毎に専門医資格を更新しなければならない。

第 29 条(専門医資格の取り消し) 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て該当する専門医を機構に報告し、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があった者
- (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない
- (3) 専門医で資格を返上した者
- (4) 専門医であって所定の更新手続きを行わず生涯教育制度細則第 11 条に該当する者
- (5) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者
- (6) 専門医認定試験において不正があったと認められた

者

第30条（再認定） 正会員資格喪失あるいは専門医の資格を返上したものが、再び専門医の資格を取得するには、第4章の申請資格および第5章の認定方法による。

第31条（認定証の再発行） 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

第6章 専門研修施設の認定を申請する資格

第32条（専門研修基幹施設申請資格） 形成外科領域における専門研修基幹施設の認定の資格は、以下の各項を充足するものとする。形成外科過疎地域の県における医育機関などが形成外科を新設する場合には、専攻医採用時に申請資格を満たす見込みがあれば特別に基幹施設として認定する場合がある。この場合認定後に学会が必要と判断する期間は、毎年学会による調査をうけるものとする。

- (1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること
- (2) 形成外科が診療科として標榜されていること
- (3) 複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること
- (4) 形成外科研修カリキュラムを有すること
- (5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有すること
- (6) 形成外科手術が、以下の項目のうち8項目中5項目以上を含む内容であること。
 - (1) 外傷
 - (2) 先天異常
 - (3) 腫瘍
 - (4) 瘢痕・瘢痕拘縮・ケロイド
 - (5) 難治性潰瘍
 - (6) 炎症・変性疾患
 - (7) 美容(手術のみ)
 - (8) その他(レーザーを含む)
- (7) 形成外科に関する教育研究活動(学会論文発表を含む)が活発に行われていること

第33条（専門研修連携施設） 専門研修基幹施設は、形成外科研修の一環として他に専門研修連携施設を持つことができる。これは専門研修基幹施設が申請し、認められた施設とする。なお、その申請においては常勤の形成外科指導医が在籍していることを必須条件とする。

第34条（研修連携候補施設および地域医療研修施設） 専門研修基幹施設は研修連携候補施設を持つことができる。申請は第33条にいう専門研修連携施設と同様であるが、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。地域医療を研修するために研修プログラムに明記されているが常勤の形成外科領域専門医が在籍して

いない施設を地域医療研修施設とし、6ヵ月以内の研修期間であればプログラム上の研修期間として認定する。

第7章 施設認定の方法

第35条（認定の申請） 専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を認定施設認定委員会に提出する。

- (1) 施設認定申請書および所定の審査料
 - (2) 形成外科責任者の履歴書
 - (3) 形成外科診療説明書（規模、教育・診療要員、その他）
 - (4) 形成外科研修カリキュラム
 - (5) 前年度1年間の外来患者統計および手術例数
- 研修連携候補施設については、上述のうち(4)を除く書類を提出するものとする。

第36条（公示） 認定施設認定委員会は、年1回認定審査を施行し、その時期をあらかじめ公示する。

第37条（審査） 認定施設認定委員会は、申請書類により資格の充足について審査する。必要あれば、申請機関に説明を求めることがある。

第38条（通知） 認定施設認定委員会は審査の結果を理事長に報告し、申請機関に通知する。

第39条（登録） 理事長は認定審査に合格した施設を認定施設登録簿に登録し、公示し、専門医研修施設証を交付する。

第40条（認定された施設の報告義務） 認定を受けた施設は毎年1回所定の年次報告書を提出する。

2. 認定された施設において、下記の事項につき変更があった場合は、年次報告の際に変更届けを提出し、認定施設認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導体制の変更
- (2) 専門研修連携施設の変更
- (3) 研修連携候補施設の変更
- (4) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

第41条（施設認定の取り消し） 専門研修基幹施設および専門研修連携施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、機構に報告して施設認定を取り消し、その旨公示する。

- (1) 専門研修基幹施設または専門研修連携施設としての資格を辞退した時
- (2) 年次報告書の提出がなかった時
- (3) 年次報告書の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時

研修連携候補施設についても上記に準じて、学会が施設認定を取り消し、その旨公示する。

第 8 章 専門医制度統括会議

第 42 条（専門医制度統括会議の構成） この会議は理事長、庶務担当理事、専門医認定委員会の委員長と副委員長、認定施設認定委員会の委員長と副委員長、専門医試験問題作成委員会の委員長と副委員長、専門医生涯教育委員会の委員長と副委員長および理事長の推薦する若干名からなる。

第 43 条（会議） 議長は理事長が務める。

第 9 章 細則の変更手続

第 44 条（改廃） この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

この細則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 27 年以前に施行された医師国家試験合格者で平成 32 年度までの専門医申請者については平成 25 年 3 月施行された制度による。